

福山市木造住宅耐震化促進補助事業のご案内

地震の際の住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、市民の皆さんが自ら行う、一定の要件を満たす木造住宅の耐震改修工事等の工事に要する費用や耐震シェルター等の設置に要する費用の一部を補助する制度です。

なお、**事業着手に先立って、市への補助金交付申請が必要となります。**

1 補助対象住宅

市内に存する木造の一戸建ての住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）で、次の要件全てに該当するもの。 ※申請者は補助事業完了後も市内に居住する必要があります。

- 申請者（法人は除く）が所有又は居住しているもの（市税の滞納がないこと）
- 1981年（昭和56年）5月31日以前に着工されたもの
- 地階を除く階数が2以下
- 構造は在来軸組構法又は伝統的構法
- 現に居住の用に供するもの（空き家は対象外）で販売を目的としないもの

2 補助対象事業

耐震改修工事		
補助対象	耐震改修に要する費用 (耐震改修設計費・工事監理費・耐震改修工事費を合算した額)	
補助率	補助対象のうち、工事費の5分の4	補助対象のうち、工事費の3分の1
限度額	100万円	80万円
区域要件	居住誘導区域内にある住宅	居住誘導区域外にある住宅

福山市 住宅耐震化

検索

補助制度の詳細はホームページをご覧ください。



スマホ用2次元コード

現地建替え工事	
補助対象	現地建替えに要する費用 (設計費・工事監理費・工事費を合算した額)
補助率	補助対象のうち、工事費の5分の4
限度額	100万円
区域要件	居住誘導区域内にある住宅

非現地建替え工事・除却工事	
補助対象	除却工事に要する費用
補助率	補助対象の23%
限度額	80万円
区域要件	非現地建替え工事の場合、新たに建築する住宅は居住誘導区域内に限る 除却工事の場合、市内にある耐震性を有する住宅等に組み替えること

耐震シェルター設置工事	
補助対象	設置工事に要する費用 (購入費を含む)
補助率	補助対象の2分の1
限度額	20万円

耐震ベッド設置工事	
補助対象	設置工事に要する費用 (購入費を含む)
補助率	補助対象の2分の1
限度額	10万円

3 申請方法

申請を行う前に必ず**事前相談**をお願いします。

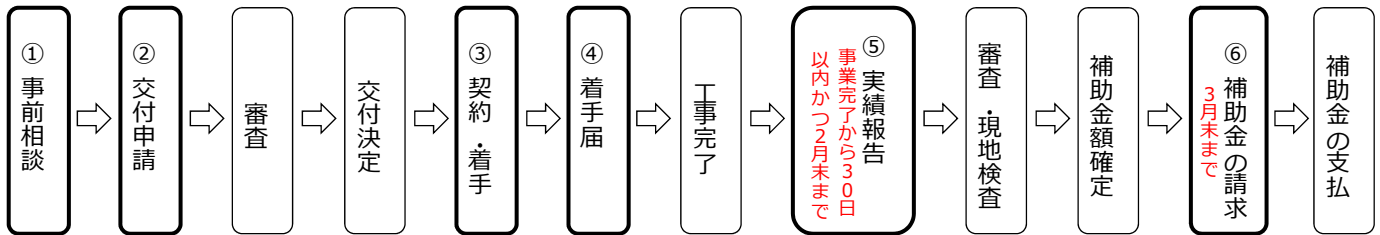
申請書に必要事項を記入の上、必要な図書を添付し、福山市建築指導課に持参又は郵送してください。

受付方法や受付期間は、年度によって変更することがありますので、詳しくはホームページをご覧ください。
くかお問い合わせください。

なお、予算が無くなり次第、受付を終了します。

4 手続きの主な流れ

補助申請の手続きの主な流れは次のとおりです。申請者が行う手続きを太線で囲み番号を付しています。



5 用語の説明

このチラシでの用語の意味は次表のとおりです。

用語	意味
耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の補助対象住宅について、上部構造評点を1.0以上にするために、 木造住宅耐震診断資格者 が一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラムを利用して作成した補強計画に基づいて行う工事で、 木造住宅耐震診断資格者 が建築士法第2条第8項に規定する 工事監理 を行うものをいう。
除却工事	耐震診断の結果の上部構造評点が0.7未満又は簡易耐震診断による評点の合計が7以下の補助対象住宅を全て取り壊し、また、その補助対象住宅の建つ敷地に道路に面するブロック塀があり、倒壊の危険性が認められる場合には、その状況を改善することをいう。なお、除却工事により補助を受ける場合には、除却工事後、耐震性を有する住宅等（賃貸アパートや老人ホームなどの居住施設を含む。）に住み替える必要があります。
現地建替え工事	除却工事し、同一の敷地に住宅を新たに建築することをいう。
非現地建替え工事	除却工事し、別の敷地に住宅を新たに建築することをいう。
耐震シェルター設置工事	耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の補助対象住宅に、地震により住宅が倒壊した場合に、当該住宅に居住する者の命を守ることを目的に、一定の空間を確保する室を当該住宅内に所定の方法により設置する工事をいう。
耐震ベッド設置工事	耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の補助対象住宅に、地震により住宅が倒壊した場合に、当該住宅に居住する者の命を守ることを目的に、一定の空間を確保するベッドを当該住宅内に所定の方法により設置する工事をいう。
木造住宅耐震診断資格者	福山市木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱第4条第4項の規定により「福山市木造住宅耐震診断資格者名簿」に登録された建築士をいう。
耐震診断	一般財団法人日本建築防災協会が発行する「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて、建築士法第2条第1項に規定する建築士が補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
簡易耐震診断	国土交通省住宅局監修一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
耐震改修設計	耐震改修計画を作成し、補強計画図や見積書等の耐震改修工事に必要な図書を 木造住宅耐震診断資格者 が作成することをいう。
居住誘導区域	福山市立地適正化計画で都市の居住者の居住を誘導すべき区域として指定した居住誘導区域をいう。

問い合わせ先

福山市建設局建築部建築指導課（〒720-8501 福山市東桜町3番5号）

電話番号：（084）928-1103 FAX：（084）928-1735

メールアドレス：kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp